

どうする？災害時の廃棄物

大規模災害の教訓を活かすためにも、
災害ごみの処理について、日頃から考えておきましょう

☎ 市民課 生活衛生係 ☎ 22-3135

大規模な災害が発生した場合、災害ごみの仮置き場の開設情報は市ホームページや防災行政無線、広報あそ、回覧文書等いずれかの方法でお知らせします。次の点を守っていただき、開設情報をお待ちください。

便乗して不要なごみを出さないでください

仮置き場に受け入れできるのは家庭から出た災害ごみだけです（それ以外は持ち帰っていただきます）。

必ず分別をしてください

分別をしていないと仮置き場の運営に支障をきたし、場内整理のために一時閉鎖する場合があります。

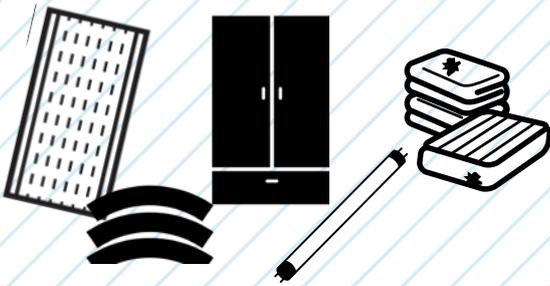
開設までは自宅で分別して保管してください

災害ごみはステーションや道路、空き地等に無秩序に出さないでください。非常時ごみ出しルールを守りましょう。

急いで捨てる必要がない生活ごみは自宅で保管してください

普段の生活ごみは通常通り収集予定ですが、収集時間が予定より遅れることもあります。急いで捨てる必要がないごみは自宅で保管してください。

仮置場で受け入れができる 主な災害ごみ



- 木材(柱等)
- コンクリートがら
- 瓦(化粧瓦と焼瓦は別々に)
- サイディング
- スレート等
- 家具類
- 小型家電類
- 布団類
- 可燃物・プラスチック(粗大ごみのみ)
- 流木等の大型生木 等々
- ガラス・陶器類
- 蛍光灯類
- 畳
- 金属類

仮置場で受け入れができない 主な災害ごみ



- 農業用資材(ハウスのビニール、マルチ、育苗箱、肥料、農薬等)やワラ等
 - バッテリー類・消火器・廃油・塗装接着剤・ガスボンベ・火薬等の適正処理困難物
 - 廃タイヤ 等々
- ※日頃から「販売店・メーカーや専門業者等」にご相談のうえ、適正な処理を行ってください。
- ※事業所から排出される事業系廃棄物(災害ごみ)は、仮置場に受け入れ出来ませんので「事業者の責任」において適切に処理を行ってください。